

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

本訴原告（反訴被告） 豊田 泰史

本訴被告（反訴原告） 吉田 益夫

準備書面（3）

平成26年12月15日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

本訴被告（反訴原告） 吉田 益夫



1. 本訴被告は、本訴原告の平成26年12月9日付訴え変更申立書に対して、下記の通り反論する。

第1 本訴原告の主張する請求の趣旨について

本訴原告は、本訴被告が参画する和ネットニュースにある記事に対して、削除要求を主張するが、具体的な説明もなく、まったくなにを言っているのかわからない。この記事については、弁護士懲戒請求を出すに至った和ネットの主張を利用者に説明することが主であるので、本訴原告の主張は明らかに憲法21条の権利を侵害する。

第2 原告の主張する請求の原因について

本訴原告らは、本訴被告に対して、平成26年2月19日付通知書でスレッド削除という悪質で不当な要求を突きつけてきた。本訴原告らは、平成26年2月19日付通知書が不当で悪質なものであるのを認めて、仮処分の一部を取り下げている。
このような経緯も含めて、和ネットニュースで報道を行っているので、この訴えの変更は、このような

本訴被告が受けた被害の証拠を隠蔽させるための要求と判断している。

本来であれば、不当で悪質な要求を行っていたと本訴原告らは、本訴被告に謝罪すべきものであるが、謝罪どころか、被害の証拠の隠蔽を要求するとは言語道断である。

2. 甲第11号証に対する反論

甲第11号証は、反訴被告の運営しているサイトとは、関係のない米グーグル社のサイトの内容である。米グーグル社のサイトの内容については、反訴被告は関係がないので、コメントの仕様がな
い。米グーグル社のサイトの内容に不満があるのなら、直接、米グーグル社に言うべきである。こ
のような主張は常軌を逸しているとしか考えようがない。

3. その他

平成26年9月9日に甲第8号証として本訴原告が提出した書証の中には、依頼者である(有)銀
徳、代表取締役についての訴訟の弁護士業務で、知り得た秘密があるが、それを、本訴原告は、
自分の利益のために自分の訴訟に書証として利用している。

これは、弁護士倫理規定第23条(秘密の保持)に抵触する行為である。

つまり、弁護士法第22条の会則を守る義務に違反する違法行為を行っている。

また、この行為は、刑法第134条(秘密漏示)に抵触すると思料されるため、現在、和歌山地方検
察庁で本訴原告らに刑事告訴を協議中だが、告訴状の告訴事実はこの行為を加える検討を行う。

以 上